

## 名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、事業者と地域住民との合意形成のための手続、事業者が遵守すべき事項その他太陽光発電設備の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、事業者がこの条例及び関係法令を遵守し、円滑かつ適切に特定事業を実施することを通じて、災害の発生の防止並びに良好な景観、自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱等を除く。）をいう。
- (2) 特定設備 太陽光発電設備のうち、次のア又はイに掲げるものを除いたものをいう。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの
  - イ 電気事業者（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第1項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）その他の者に対し電気を供給しないもの
- (3) 特定事業 次のアからウまでに掲げる事業をいう。
  - ア 特定設備の設置（当該設置に伴う立木竹の伐採、切土、盛土、埋土その他の造成の工事を含む。以下同じ。）を行う事業
  - イ 特定設備の維持管理を行う事業
  - ウ 特定設備の廃止（電気事業者その他の者に対する電気の供給を終了することをいう。以下同じ。）に関する事業（特定設備の解体、撤去、廃棄その他の特定設備の廃止の後に必要となる措置（以下「特定設備の廃止後の措置」という。）を含む。）
- (4) 事業者 特定事業を実施する者（国、地方公共団体その他市長が特に認める者を除く。）をいう。
- (5) 事業区域 特定事業の用に供する土地の区域をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切に講ずるものとする。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、特定事業の実施に当たっては、この条例に定めるもののほか、関係法令（三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第1項第1号に規定する条例等及び名張市行政手続条例（平成13年条例第26号）第2条第1号に規定する条例等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、災害の発生の防止並びに良好な景観、

自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、第1条の目的を達成するために必要なものとして規則で定める基準に従わなければならない。
- 3 事業者は、特定設備の設置に当たっては、その外部から見やすいように、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第5号本文の規定により（出力が20キロワット未満のものである場合にあつては、当該規定の例により）、当該事業者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げなければならない。
- 4 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、特定設備の維持管理及び特定設備の廃止後の措置に要する費用を確保しなければならない。

（事前協議）

第5条 事業者は、特定事業計画書（第7条第1項に規定する特定事業計画書をいう。次条において同じ。）の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

（配慮すべき地域住民への説明）

第6条 事業者は、次条第1項又は第3項の規定による届出（同項の規定による届出の場合にあつては、特定設備の設置に係る重大な変更として規則で定めるものの場合に限る。）をする前には、規則で定めるところにより、配慮すべき地域住民（次に掲げる者をいう。以下同じ。）に対する説明会の開催その他の配慮すべき地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。）を有する者
- (2) 前号に規定する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定設備の設置に伴い、生活環境に著しい影響を受けおそれがある者として市長が特に認める者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業区域、事業区域に隣接する土地の区域及び前号に掲げる者が居住する建築物が存する土地の区域をその区域に含む基礎的コミュニティ（名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第2条第1号に規定する基礎的コミュニティをいう。）の住民

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、事業者は、特定事業計画書の案の内容について配慮すべき地域住民の理解が得られるように努めなければならない。

（特定事業計画書の作成及び届出）

第7条 事業者は、特定事業の実施に当たっては、あらかじめ、当該特定事業の計画書（以下「特定事業計画書」をいう。）を作成し、規則で定めるところにより、これを市

長に届け出なければならない。

2 特定事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号その他の連絡先
- (2) 特定設備の設置に着手する予定日及び特定設備の設置が完了する予定日
- (3) 特定設備の運転を開始する予定日
- (4) 特定設備の発電出力
- (5) 事業区域の所在地及び面積
- (6) 特定設備の設置に係る工事の設計
- (7) 特定設備の維持管理の方法及び特定設備の廃止後の措置の方法
- (8) 前条第1項の措置の内容並びに同項に規定する配慮すべき地域住民の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定事業計画書の内容を変更しようとするときは、変更後の特定事業（その変更に伴い工事が必要な場合にあつては、当該工事）の開始の前に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項又は前項の規定による届出は、当該届出に係る特定事業の実施に当たって、関係法令に基づき、許認可等を受けること、届出その他必要な手続（以下「関係法令に基づく手続」という。）が必要である場合にあつては、当該関係法令に基づく手続を終えたことを証する文書を添えてしなければならない。

（特定設備の設置の着手、完了等に係る届出）

第8条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定設備の設置（同条第3項の変更に伴い生じる工事を含む。以下この条において同じ。）に着手し、当該特定設備の設置を完了し、又は当該特定設備の設置に係る工事を中止し、再開し、若しくは廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（特定設備の設置の完了後の定期報告）

第9条 事業者は、特定設備の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度の特定設備に係る維持管理の状況
- (2) 特定設備の廃止後の措置の方法に関する事項
- (3) 第4条第4項に規定する費用の確保の状況
- (4) 電話番号その他の連絡先

2 前項の規定による報告は、特定設備の廃止後の措置が完了するまで行わなければならない

ない。

(特定設備の廃止に係る届出)

第10条 事業者は、特定設備の廃止をしようとするときは、その特定設備の廃止をしようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、特定設備の廃止後の措置に着手し、又は特定設備の廃止後の措置を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その特定事業の状況、特定設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、事業者の事業所若しくは事務所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、特定設備その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、前項の規定により当該職員を事業者の事業所若しくは事務所又は事業区域に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該事業者にその旨を通知しなければならない。ただし、当該事業者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第12条 市長は、事業者に対し、配慮すべき地域住民との合意形成、災害の発生の防止又は良好な景観、自然環境若しくは生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

2 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、配慮すべき地域住民との合意形成、災害の発生の防止、又は良好な景観、自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置をとることを勧告することができる。

(1) 第4条第2項から第4項までの規定に違反して、これらの規定に従わずに特定事業を実施している者

(2) 第5条又は第6条第1項の規定に違反して、第5条の規定による協議又は第6条第1項の措置を行わずに第7条第1項又は第3項の規定による届出をした者

(3) 第7条から第10条までの規定に違反して、これらの規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

(4) 前条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(公表)

第13条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨並びに当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者はその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定設備の設置に着手している特定事業（当該設置のための工事に係る契約の締結をしている場合を含む。）及び特定設備の設置が完了している特定事業（以下これらを「既設置特定事業等」という。）を実施する者は、令和2年5月31日又は当該既設置特定事業等に係る特定設備の設置が完了した日の翌日から起算して2月を経過する日のいずれか遅い日までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号その他の連絡先

(2) 特定設備の設置が完了した日

(3) 特定設備の運転を開始した日又は特定設備の運転を開始する予定日

(4) 特定設備の発電出力

(5) 事業区域の所在地及び面積

(6) 特定設備の設置の位置、構造その他の仕様

(7) 特定設備の維持管理の方法及び特定設備の廃止後の措置の方法

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る既設置特定事業等の内容を変更しようとするときは、変更後の既設置特定事業等（その変更に伴い工事が必要な場合にあつては、当該工事）の開始の前に、規則で定めるところにより、その旨（附則第5項の規定により読み替えて適用する第6条第1項の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容並びに同項に規定する配慮すべき地域住民の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を含む。）を市長に届け出なければならない。

4 前2項の規定による届出は、当該届出に係る既設置特定事業等の実施に当たって、関係法令に基づく手続が必要である場合にあっては、当該関係法令に基づく手続を終えたことを証する文書を添えてしなければならない。

5 既設置特定事業等においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第5条、第7条、第8条、第11条、第12条第2項及び第13条の規定は、適用しない。

第4条第2項	従わなければならない	従うように努めなければならない
第4条第3項	特定設備	特定設備（出力が20キロワット未満のものに限る。）
	規定により（出力が20キロワット未満のものである場合にあっては、当該規定の例により）	規定の例により
	掲げなければならない	掲げるように努めなければならない
第4条第4項	確保しなければならない	確保するように努めなければならない
第6条第1項	次条第1項又は第3項の規定による届出（同項の規定による届出の場合にあっては、特定設備の設置に係る重大な変更として規則で定めるものの場合に限る。）	附則第3項の規定による届出（特定設備の設置に係る重大な変更として規則で定めるものの場合に限る。）
第6条第2項	特定事業計画書	特定事業の変更
第9条第1項各号列記以外の部分	特定設備の設置が完了した後	附則第2項又は第3項の規定による届出の後
第9条第1項第3号	第4条第4項	附則第5項の規定により読み替えて適用する第4条第4項